預金商品概要説明書

2025 年 4 月 1 日現在

1．商品名	＜ナント＞結婚・子育て資金贈与専用口座“家族のはじまり”
2．販売対象	祖父母さま等（直系尊属）から結婚・子育て資金の贈与を受けられた 18 歳以上 50 歳未満かつ、前年の所得合計額が 1,000 万円以下の個人のお客さま
3．対象となる預金	普通預金（結婚・子育て資金管理特約を別途締結していただきます）
4．取扱期間	結婚・子育て資金管理契約終了まで （お預入れは 2027 年 3 月 31 日までとなります）
5．口座の開設に必要なもの	①受贈者さまの本人確認書類（原本） 各種健康保険証、運転免許証、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード等の公的書類 ②マイナンバー確認資料 個人番号カード、通知カード等 ③受贈者さまの印鑑 ④戸籍謄本、住民票等（原本） ※贈与者さまと受贈者さまの関係の確認のためそれぞれの名前の入った戸籍謄本（または抄本）、住民票等（原本）が必要となります。 ⑤前年の合計所得金額が確認できる書類 ※前年度の所得合計金額が 1,000 万円を超える場合は本制度はご利用いただけません。 ⑥贈与契約書（原本） あらかじめ書面にて贈与者さまと受贈者さまとの間で贈与契約を締結していただく必要があります。 ⑦結婚・子育て資金非課税申告書 ※申告書は当行より税務署に提出いたします。
6．預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	 贈与契約日から 2 か月以内かつ 2027 年 3 月 31 日（水）までに、口座開設店の窓口にてお預入れいただきます。 10 万円以上 1,000 万円以内 （「結婚・子育て資金非課税申告書」の申告額と同額をお預入れいただきます） 1 円単位
7．払戻方法	口座開設店の窓口にて随時払戻しいたします。 （結婚・子育て資金の支払いを証明する領収書等（原本）を窓口にご提出いただく必要があります。また支払日より 1 年を経過した領収書等についてはお支払いの対象外となります。） ※ＡＴＭ、インターネットバンキングおよび口座振替による払戻しはお取扱いいたしません。

８．利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法 (4)税金	 毎日の店頭表示の利率を適用します。 毎年２月と８月の当行所定の日に支払います。 毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算とします。 20%の源泉分離課税(国税 15%、地方税 5%) **※ただし、2013 年から 2037 年までの間にお受取りになるお利息には「復興特別所得税（0.315%)」が付加されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税率が適用されます。なお、税率は、法令等により変更になる場合があります。**
９．手数料	な　し
10．付加できる特約事項	マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)が利用できます。 ※ただし、この場合の預入金額は、マル優限度額が上限となります。
11．本口座の解約について	下記のいずれかの早い日に結婚・子育て資金管理契約は終了します。 その場合、本口座は解約となります。 (通常の預金口座として引き続きご利用になることはできません) ①預金者が 50 歳になられた場合 ②預金者が亡くなられた場合 ③口座残高が 0 円となり、預金者と当行にて契約終了の合意があった場合 ※原則、中途解約はできません。
12．預金保険制度	預金保険の対象であり、預金保険の範囲内で保護されます。
13．その他参考となる事項	本口座を開設した場合、当行の他の本支店や他の金融機関等で同様の口座は作成できません。 公共料金等の自動支払いおよび給与、年金等の自動受取には利用できません。 総合口座は利用できません。
14．当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先　　全国銀行協会相談室 電話番号　0570-017109 または 03-5252-3772